

第一表 (平成二十五年分以降用)

住所 (又は居所)	〒 東京都八王子市元本郷町〇-△ 一□	フリガナ	シャフク タロウ
氏名	社福 太郎	性別	世帯主の氏名 世帯主との続柄 本人
平成26年 1月1日 の住所	同上	男 女	社福 太郎
		生年月日	3 39 01 01
		電話番号	自 宅・勤務先・携 帯 042-666-666

(単位は円)

収入金額等	給 与 ⑦	7 0 0 0 0 0 0
	雑 公的年金等 ①	
	雑 その他 ②	
	配 当 ③	
所得金額	給 与 ①	5 1 0 0 0 0 0
	雑 ②	
	配 当 ③	
	一 時 ④	
	合 計 ⑤	5 1 0 0 0 0 0
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦	
	生命保険料控除 ⑧	
	地震保険料控除 ⑨	
	寡婦、寡夫控除 ⑩	0 0 0 0
	勤労学生、障害者控除 ⑪	0 0 0 0
	配偶者(特別)控除 ⑫	0 0 0 0
	扶 養 控 除 ⑭	0 0 0 0
	基 礎 控 除 ⑮	0 0 0 0
	⑥から⑮までの計 ⑯	1 7 7 0 0 0 0
	雑 損 控 除 ⑰	
	医 療 費 控 除 ⑱	
寄附金控除 ⑲	0	
合 計 ⑳	1 7 7 0 0 0 0	

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (⑤ - ⑳)	⑳	3 3 3 0 0 0 0
	上の⑳に対する税額	㉒	2 3 8 5 0 0
	配 当 控 除 ㉓		
	(特定増改築等) 区分 住宅借入金等特別控除 ㉔		
	政党等寄附金等特別控除 区分 ㉕	㉕	1 9 2 0 0
	住宅耐震改修特別控除 区分 ㉖	㉖	
	住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除 区分 ㉗	㉗	
	差引所得税額 (㉒ - ㉓ - ㉔ - ㉕ - ㉖ - ㉗)	㉘	2 1 9 3 0 0
	災害減免額 ㉙		
	再差引所得税額 (基準所得税額) (㉘ - ㉙)	㉚	2 1 9 3 0 0
復興特別所得税額 (㉚ × 2.1%)	㉛	4 6 0 5	
所得税及び復興特別所得税の額 (㉚ + ㉛)	㉜	2 2 3 9 0 5	
外国税額控除 区分 ㉝			
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉞	2 4 3 5 0 0	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㉟	0 0	
還付される税金 (㉜ - ㉟)	㊱	1 9 5 9 5	
その他の	配偶者の合計所得金額 ㊲		
	雑所得一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 ㊳		
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ㊴		
	申告期限までに納付する金額 ㊵		0 0
	延納届出額 ㊶		0 0 0

還付される税金の場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名	元本郷	預金種類
口座番号		普通当座 納税準備 貯蓄

税 理 士 署 名 押 印 電 話 番 号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄	区分									0
	異動									
	管理									
	納管	事務	住民	検算						
					1	通信日付印				

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所: 東京都八王子市元本郷町〇-△
フリガナ: シャフク タロウ
氏名: 社福 太郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes entry for 給与 from 八王子株式会社.

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等.

住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族, 給与・公的年金等に係る所得以外, 配当に関する住民税の特例, 寄附金税額控除, 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所.

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類 支払保険料, ⑦ 掛金の種類 支払掛金, ⑧ 新生命保険料の計, ⑨ 地震保険料の計, ⑩ 寡婦(寡夫)控除, ⑪ 氏名, ⑫ 配偶者の氏名, ⑭ 扶養控除額の合計.

⑮ 雑損控除, ⑯ 医療費控除, ⑰ 寄附金控除.

特例適用条文等

指法41の1823

第二表(平成二十五年度分以降)は、第一表と一続きで提出してください。

# 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成25年分)

氏名 社福 太郎

この明細書は、平成25年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額 ①	円	50,000
	①以外の寄附金の額 ②		0
	① + ② ③		50,000
所得金額の合計額 ④			5,100,000
④ × 40% ⑤			2,040,000

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
八王子市社会福祉協議会	平 25・2・2	50,000 円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の①以外の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑬の金額を転記してください。

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ② ⑥	(赤字のときは0) 円	2,040,000
①と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦		50,000
2千円 - ② - 震災関連寄附金の額 ⑧	(赤字のときは0)	2,000
(⑦ - ⑧) × 40% ⑨	(100円未満の端数切捨て)	19,200
平成25年分の所得税の額 ⑩		238,500
⑩ × 25% ⑪	(100円未満の端数切捨て)	59,600
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額) ⑫		19,200

「震災関連寄附金の額」とは、申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の金額をいいます。

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は⑦の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑳~㉔欄、申告書Bは㉑~㉕欄)に転記してください。  
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑮の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の3」と書いてください。